

平成 21 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社イージーユーズ
代 表 者 名 代表取締役社長 西澤 岳志
(コード番号：2495 札証アンビシャス)
問 合 せ 先 取締役 岩崎 秀樹
電 話 03-6674-1365

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日平成21年2月18日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成21年3月27日開催予定の当社臨時株主総会（以下、本株主総会）に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)当社は、平成21年1月20日付プレスリリース「株式会社モバイル・アフィリエイトとの吸収合併契約締結に関するお知らせ」において公表のとおり、平成21年4月1日に株式会社モバイル・アフィリエイトを吸収合併（以下、本件合併）することを予定しております。それにとまなう事業目的、本店所在地および発行可能株式総数の変更のため、当社定款を変更するものであります。
- (2)独立性の高い社外の優秀な人材を迎えられるよう、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨を定めるものであります。
- (3)その他、一部文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は次の事業を行なうことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は次の事業を行なうことを目的とする。

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>1. インターネット上の<u>ショッピングモールの運營業務</u></p> <p>2. インターネットを利用した情報提供サービス業務</p> <p>3. 広告業務</p> <p>4～13 (条文省略)</p> <p>14. ウェブサイトの企画、制作、運用及び売買業務</p> <p>15. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>16. <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>17～20 (条文省略)</p>	<p>1. <u>成果報酬型広告ネットワークシステムの企画、開発、運用および販売</u></p> <p>2. <u>インターネット上の物販およびデジタルコンテンツの提供、仲介業務</u></p> <p>3. <u>インターネットを利用した情報提供および仲介業務</u></p> <p>4. <u>広告業務および広告代理業務</u></p> <p>5～14 (現行どおり)</p> <p>15. <u>ウェブサイトの企画、制作、運用及び売買等のコンサルティング業務</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>16～19 (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>第4条 (条文省略)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第4条 (現行どおり)</p>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>18,424株</u>とする。</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>35,000株</u>とする。</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長</u>が招集し、<u>その議長</u>となる。</p> <p>2 <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議</p>

現行定款	変更案
<p>第13条～第20条（条文省略）</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>取締役会長1名、代表取締役社長1名、取締役副会長1名、取締役副社長1名、専務取締役若干名、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役に欠員または事故がある</u>ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第27条（条文省略）</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>長となる。</p> <p>第13条～第20条（現行どおり）</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>代表取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役社長に欠員または事故がある</u>ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第22条～第27条（現行どおり）</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に社外取締役の同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただ</u></p>

現行定款	変更案
<p>第29条～第32条 (条文省略)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 常勤監査役は監査役会の決議によって選定する。</p> <p>第34条～第36条 (条文省略)</p> <p>(監査役会規定)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める、監査役会規定による。</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>し、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第29条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 常勤監査役は<u>監査役の中から</u>監査役会の決議によって選定する。</p> <p>第34条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める、監査役会規程による</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に社外監査役の同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第40条～第42条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査役会の同意を経て定める。</u></p> <p>第44条～第45条（条文省略）</p> <p>（剰余金の配当）</p> <p>第46条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</u></p> <p>（中間配当）</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>（剰余金の配当等の除斥期間）</p> <p>第48条 <u>剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>第40条～第42条（現行どおり）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第44条～第45条（現行どおり）</p> <p>（剰余金の配当）</p> <p>第46条 <u>当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。</u></p> <p>（中間配当）</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当「以下「中間配当金」をすることができる。</u></p> <p>（剰余金の配当等の除斥期間）</p> <p>第48条 <u>期末配当金および中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日

平成21年3月27日

定款変更の効力発生日

平成21年4月1日

（ただし、第3条は平成21年6月1日）

なお、本件定款変更の効力については、本件合併の契約の承認議案が、本株主総会に

において原案どおり承認されることを条件として、本件合併の効力発生日（平成21年4月1日予定）に発生することとなります。ただし、第3条（本店の所在地）については、本店移転予定日との関係上、平成21年6月1日を効力発生日といたします。

4. その他

商号につきましても、平成21年1月21日付プレスリリース「定款の一部変更に関するお知らせ」において発表のとおり、本件変更とあわせて実施する予定であります。

以上